



関西広域連合附属機関設置条例等の改正について

平成 30 年 12 月 25 日
本 部 事 務 局

1 趣旨

平成 31 年度から、「毒物劇物取扱者試験」及び「登録販売者試験」の資格試験業務を関西広域連合にて新たに実施することから、関係条例の改正を行う必要があるため、次の概要のとおり、関西広域連合議会 3 月定例会に条例案を提出します。

2 改正概要

(1) 関西広域連合附属機関設置条例の一部改正

毒物劇物取扱者試験及び登録販売者試験に係る試験委員の附属機関を追加。

現行（8 機関）	追加（2 機関）
連合協議会	毒物劇物取扱者試験委員
情報公開審査会	登録販売者試験委員
個人情報保護審議会	
非常勤職員災害補償認定委員会	
非常勤職員災害補償審査会	
准看護師試験委員	
調理師試験委員	
製菓衛生師試験委員	

(2) 関西広域連合手数料条例の一部改正

毒物劇物取扱者試験及び登録販売者試験に係る手数料を追加。

区分	金額
毒物劇物取扱者試験手数料	10,300 円
登録販売者試験手数料	12,800 円

(3) 関西広域連合資格試験等基金条例の一部改正

基金の用途に毒物劇物取扱者試験及び登録販売者試験実施の事務を追加。

現行	改正後
<p>第 1 条 関西広域連合による准看護師、調理師及び製菓衛生師_____に係る資格試験の実施並びにこれらの資格に係る免許の交付等の事業（以下「資格試験等事業」という。）に必要な財源を確保し、もって将来にわたる資格試験等事業の円滑な推進に資するため、関西広域連合資格試験等基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p>第 1 条 関西広域連合による准看護師、調理師、製菓衛生師、毒物劇物取扱責任者及び登録販売者に係る資格試験の実施並びにこれらの資格に係る免許の交付等の事業（以下「資格試験等事業」という。）に必要な財源を確保し、もって将来にわたる資格試験等事業の円滑な推進に資するため、関西広域連合資格試験等基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>

3 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日（予定）

